

インターネット国際公共政策課題に 関する国際的な議論(国連及びITU) の動向について

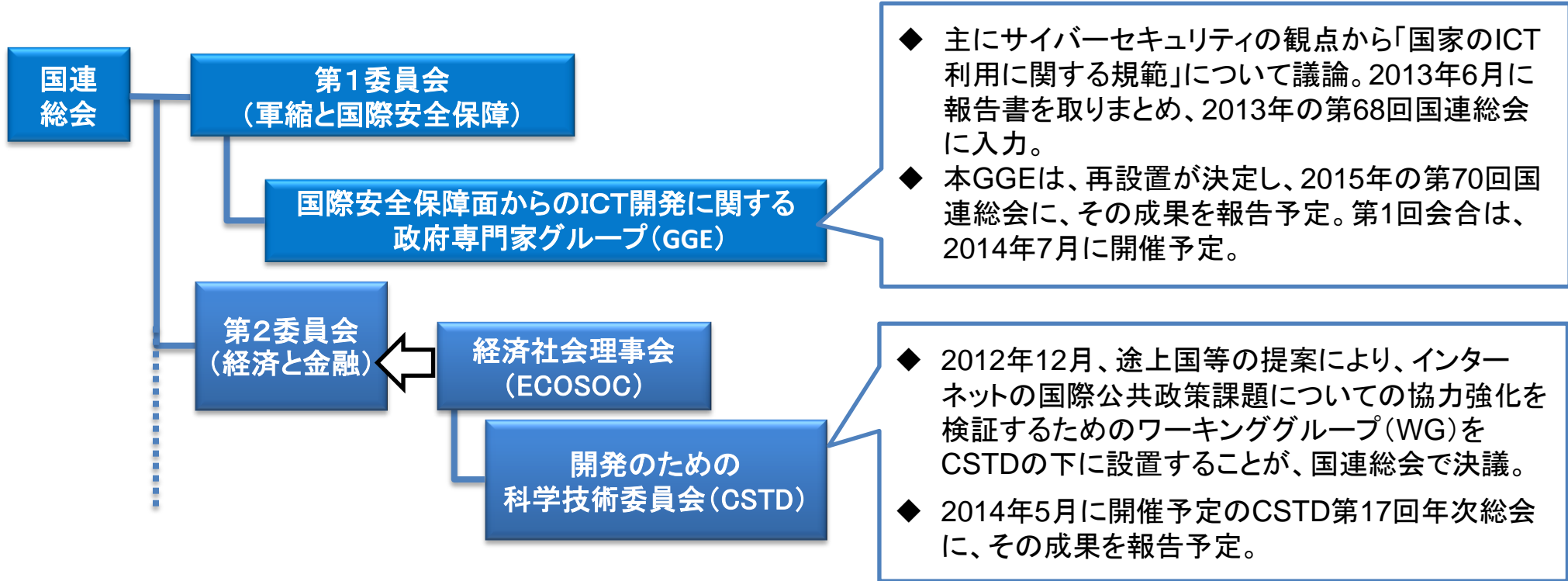
平成26年3月14日

総務省情報通信国際戦略局

国際政策課 市川 麻里

インターネット国際公共政策課題に関する議論の動向

- ◆ インターネット国際公共政策課題については、国連やITU、国際サイバー会議等を中心として、議論が行われてきている。



国際電気通信連合 (ITU)

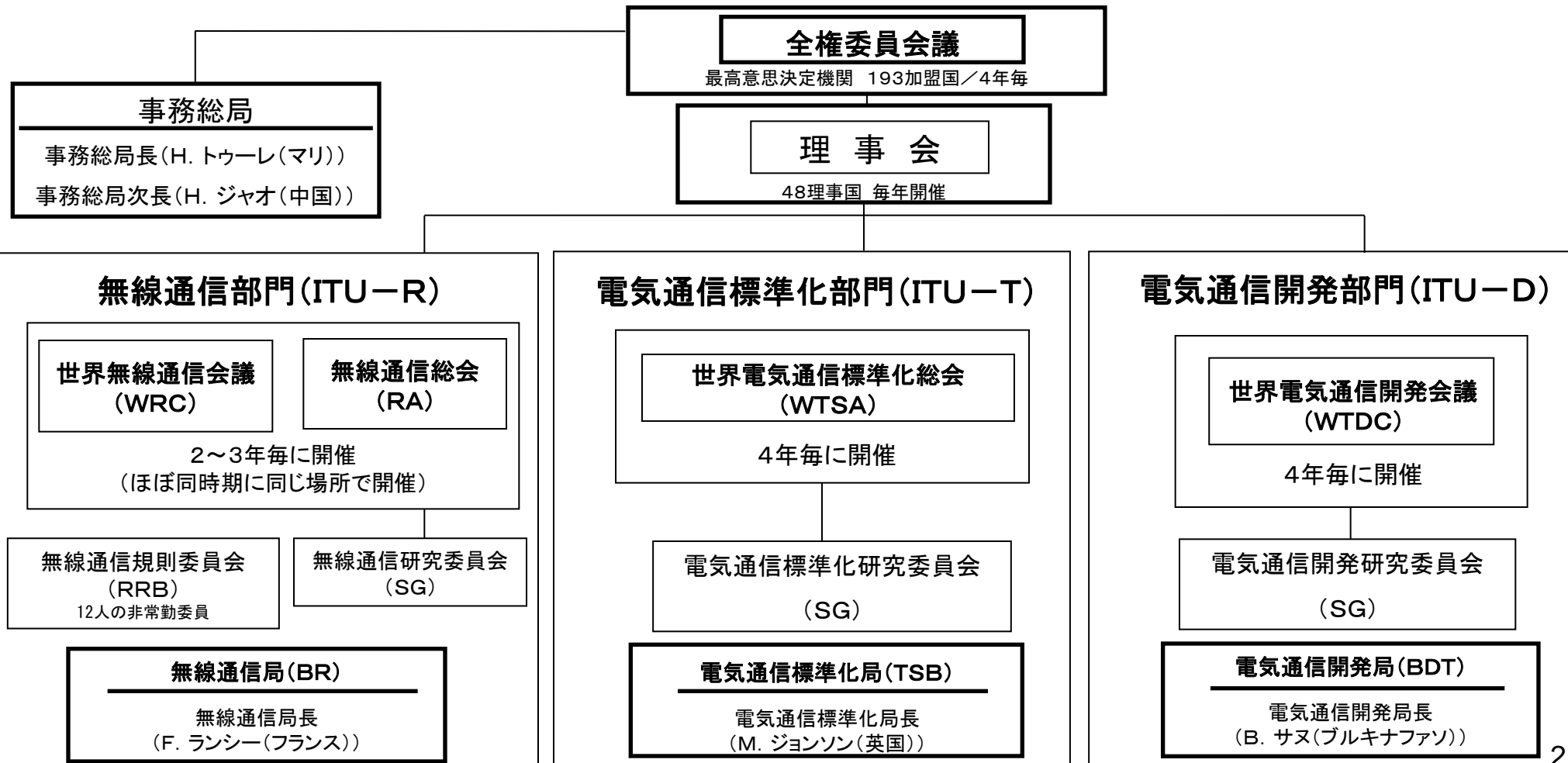
- ◆ 2014年6月9日～13日に、「WSIS+10ハイレベルイベント」が開催。
- ◆ 2014年10月20日～11月7日に、ITUの最高意思決定機関である全権委員会議が開催。

その他の会合

- ◆ 2013年10月、韓国のソウルにおいて「国際サイバー会議」が開催。
- ◆ 次回会合は、2015年にオランダのハーグにて開催予定。

国際電気通信連合(ITU)

- 電気通信に関する国際連合の専門機関 (ITU: International Telecommunication Union)
- 主要任務は、①国際的な周波数の分配、②電気通信の標準化、③途上国に対する電気通信の開発支援
- 本部：スイス・ジュネーブ 193の国・地域が加盟
- 日本は、1959年以来、理事国 (48カ国) に選出



WCIT-12における国際電気通信規則(ITR)の見直し

1. 背景

- ◆ 世界国際電気通信会議(WCIT-12)において、国際電気通信規則(ITR)の見直しが議論。(WCIT-12は、2012年12月3日～12月14日に、UAE・ドバイにおいて開催。)

2. ITRの概要

International Telecommunications Regulations (ITR) 国際電気通信規則

- ◆ ITRは、ITU憲章・条約を補完する業務規則として各構成国を拘束するもの。現行のITRは、国際電気通信業務の提供、運用、料金決済方式等を取り決めている(1990年7月発効、1988年の制定以来、改正されてこなかった。)
- ◆ 制定された1988年に一般的だった国営・独占の国際電話事業が前提。
⇒ その後の民営化、競争導入、インターネット普及に伴い、現状にそぐわなくなった。

3. ITR見直しの焦点

- ◆ セキュリティの確保等の新たな課題をどのようにITRに盛り込むかが焦点(先進国と新興国で大きな隔たり)。

- 中国、ロシア、アフリカ、アラブ等：セキュリティの確保等についても規定すべき。
- 米国、カナダ等：規定すべきではない。
- 欧州：規定するとしても原則論にとどめるべき。

4. 会合結果

- ◆ ITRの改正規定案に関し、交渉過程で当初の規制的表現自体はかなり弱められた。
- ◆ しかしながら、最後まで米国、欧州諸国等とロシア、アラブ、アフリカ等が対立したため、異例の投票により改正ITRが成立。
→我が国を含む、米国、欧州諸国を中心とした55ヶ国が署名せず。(署名国は89ヶ国)

WSIS+10ハイレベルイベント

概要

ITUを中心とした国連機関が主催し、マルチステークホルダーの参加を得て、WSIS成果の実施状況について情報及び意見の交換を行うための閣僚級のイベント。WSISフォーラムの拡大版。

期間： 2014年6月9日(月)～13日(金)

場所： スイス ジュネーブ

成果文書

WSIS+10ハイレベルイベントでは、以下の二つの成果文書を策定する予定。

1. WSIS成果の実施に関するステートメント
2. 2015年以降のWSISに関するビジョン

準備状況

- ◆ 二つの成果文書について、マルチステークホルダーの参加により議論するため、「マルチステークホルダー準備プラットフォーム(MPP)」会合を2013年10月、12月、2014年2月の合計3回開催。
- ◆ 会合においては、ステートメントよりもビジョンの作成に注力。また、記載内容について、先進国、新興国、他のステークホルダーの間で意見が合わず、作成が難航。

今後のスケジュール

2014年4月14日～18日	第4回準備会合(於:スイス・ジュネーブ)
2014年5月28日～31日	第5回準備会合(於:エジプト・シャムエルシェイク)
2014年6月9日～13日	WSIS+10ハイレベルイベント(於:スイス・ジュネーブ)

ITU全権委員会会議について

- **ITU Plenipotentiary Conference**
(PP: ITU全権委員会会議)

2014年10月20日～11月7日 韓国の釜山

- 事務総局長、次長、3局長などの選挙
- ITU憲章及びITU条約の改正



ITUの権限及び加盟国の権限を定める
法的拘束力のある条約

- 全権委員会会議決議の見直し、策定

全権委員会議で想定される主要な議論

過去の全権委員会議(PP)、WCIT-12、ITU理事会等の結果も踏まえ、インターネット国際公共政策課題に関連して、主に以下の事項が、全権委員会議において議論される可能性がある。

1. ITUの目的

憲章第1条の「ITUの目的」について、拡大する方向で議論される可能性あり。

2. ICTの定義

憲章のAnnexには「Telecommunication」の定義が規定されているが、過去のPP、WCIT-12、ITU-D等での議論を踏まえ、「ICT」の定義が追加される可能性あり。

3. インターネット国際公共政策課題におけるITUの役割

インターネット国際公共政策課題、世界情報社会サミット(WISIS)の成果の実施状況に関する全体総括レビューにおけるITUの役割に関する決議の改正が議論される可能性あり。

4. セキュリティ確保におけるITUの役割

セキュリティ確保におけるITUの役割強化に関する決議の改正が議論される可能性あり。

5. インターネット国際公共政策課題に関する理事会作業部会のオープン化

先進国の提案を受け、マルチステークホルダーが議論に参加できるよう、「インターネット国際公共政策課題に関する理事会作業部会」のオープン化が議論される可能性あり。

CSTDとは

「開発のための科学技術委員会 (CSTD: Commission on Science and Technology for Development)」

- 国連経済社会理事会の下部組織で、科学技術に関する課題につき、国連総会及び経済社会理事会に対して、適切な助言を行うことを目的とした委員会
- メンバーは43か国(ただし、現参加国は41)
- 毎年5～6月にジュネーブで年次総会開催
- WSIS後に採択された国連総会決議 60/252 に基づき、国連経済社会理事会が実施する「WSIS成果に関するシステム全体のフォローアップの監督」作業を補助



国連総会は、国連経済社会理事会からのインプットを踏まえ、2015年末に、WSIS成果の実施状況に関する全体総括レビューを実施。

協力強化に関するワーキンググループ (1)

国連総会決議 67/195(2012年末に採択)は、CSTD議長 に対し、協力強化に関するワーキンググループ(WGEC: Working Group on Enhanced Cooperation)の設立を招請。

- WGECは、報告書及び勧告を、2014年5月開催予定であるCSTD第17回年次会合に提出予定。
- 国連決議67/195を受け、CSTD議長は3月22日、WGECのメンバーを決定。日本政府もメンバー入りを果たした。

政府: 5地域から各4カ国＋スイスとチュニジア(計22カ国)

アフリカ地域: カメルーン・レソト・ナイジェリア・ルワンダ・チュニジア

アジア地域: インド・イラン・日本・サウジアラビア

東欧地域: ブルガリア・ハンガリー(WGEC議長国)・ラトビア・ロシア

ラテンアメリカ・カリブ地域: ブラジル・ドミニカ・メキシコ・ペルー

西欧及びその他地域: フィンランド・フランス・スウェーデン・スイス・米国

市民社会、産業界、技術・学術、国際機関: 各5名(計20名)

協力強化に関するワーキンググループ (2)

- 2013年5月30日～31日にWGEC第1回会合を開催し、全ての国連加盟国及びステークホルダーから入力を得るための質問票を作成。
- 我が国からも、WGECに入力を行うため、質問票への回答を提出。2013年10月6日に、「質問票への回答」の取りまとめ結果が、CSTDウェブサイト上に公表。
- 2013年11月6日～8日にWGEC第2回会合を、2014年2月24日～28日にWGEC第3回会合を開催。第3回会合では、成果文書となる報告書及び勧告の作成を行ったが、報告書については、構成の議論のみで、内容の審議はできずに終了。
- 勧告については、A: チュニス・アジェンダの実施、B: インターネットに関連した公共政策課題と考え得るメカニズム、C: ステークホルダーの役割、D: 開発途上国、E: 協力強化への参加に対する障壁、の5つのグループに分けて作成するよう議長より指示。事前にWGECメンバーから提案を募集しており、我が国も勧告案を提出。

協力強化に関するワーキンググループ (3)

- 勧告の議論においては、イラン、サウジアラビア等が、「協力強化は進んでおらず、インターネット国際公共政策課題で、政府が役割と責任を果たせる状況にない。そのため、新しいメカニズムを国連またはITUの下に設置すべき。」と強行に主張。この主張に沿わない勧告案の大部分に対して反対を表明。
- 一方、サウジアラビア、インドの市民社会が提案した勧告案は、先進国には受入不可能なものがほとんどであり、結果として、事前に提出された勧告案の大部分が合意できず。
- 我が国は、先進国のみならず、場合によっては、議長指示により、イラン、ロシア、サウジアラビアとも協力しつつ、我が国の勧告案を修正し、可能な限り、これを勧告の第1次ドラフトに残すことに成功。
- グループD及びEの勧告は、議論ができなかったため、5月7日～9日に、追加でWGEC第4回会合を開催し、議論を継続することが決定。第4回会合では、報告書及び勧告の完成を目指す。

国連総会におけるWSISに関する議論

2015年に国連総会で行われる、「WSIS成果の実施に関する全体総括レビュー」の手順については、2013年末の国連総会で決定することとなっていたが、議論がまとまらなかったため、2014年3月末まで期限が延長。

- G77+中国が、2015年にサミットを開催することを強硬に主張し、これに反対する先進国と意見が対立。
- サミット開催の目的は、チュニス・アジェンダを修正し、政府や国際機関が、より強くインターネット国際公共政策課題、特にインターネットガバナンスに関与することを盛り込むためではないかとの懸念あり。
- 我が国としては、まずは2015年に国連総会で行われる全体総括レビューを充実したものとするべく、CSTDが重要な役割を果たしつつ、WSIS成果のこれまでの実施状況を評価、分析することに注力すべきであり、サミットの開催、2015年以降のWSISのあり方については、この全体総括レビューの結果を踏まえて検討すべきとの考えにより、他の先進国と同様に、サミット開催に反対しているところ。

今後のグローバルな議論の場

- 2014年 協力強化に関するワーキンググループ
世界電気通信開発会議 (WTDC-14)
CSTD第17回年次総会
2014年次ITU理事会
WSIS+10ハイレベルイベント
ITU全権委員会会議 (PP-14)
国連総会
- 2015年 CSTD第18回年次総会 (国連総会の準備)
2015年次ITU理事会
国連総会 (WSIS全体レビュー)